

業 務 委 託 仕 様 書

業務名 令和7年度 建築物石綿含有建材調査者派遣等業務

令和7年4月

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課

業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度建築物石綿含有建材調査者派遣等業務

2 業務履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）までとする。

3 業務対象建築物

アスベスト含有のおそれがある吹付け建材（吹付けアスベスト又は吹付けロックウール等）を施工した市内住宅及び建築物。

4 業務日時（現地調査日時）

委託者及び建物所有者と協議の上決定する。

5 業務体制

- ・特定建築物石綿含有建材調査者 1名
 - ・特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者 1名
- 計2名の調査者を配置し、業務を行うものとする。

6 業務内容

石綿含有の有無を判定するため、委託者が指示書により指示する建築物へ調査者を派遣し、現地調査、現地試料採取、定性分析、定量分析及び報告書作成を行う。なお、現地調査、現地試料採取、分析調査指示及び報告書作成は特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者が行うものとする。

(1) 現地調査

現地調査を行い、使用されている吹付け建材がアスベスト含有のおそれのあるものか否かを調査する。アスベスト含有の可能性がないと判断される場合、当該建築物に関する業務は終了とする。

(2) 現地試料採取

現地調査の結果、アスベスト含有のおそれがある場合、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【第2版】」（令和4年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取、飛散防止処理

を行い、同等程度の材料で復旧する。また、見え掛かり部分については既存に合わせた色で復旧する。同等に復旧することが困難な場合は委託者及び建物所有者と協議し復旧方法を決定する。また、建材の劣化状況について目視調査を行い、写真等で記録する。

(3) 定性分析及び定量分析

採取した試料については、JIS A 1481-1 又は JIS A 1481-2 に基づき定性分析を行い、JIS A1481-3 又は JIS A1481-4 に基づき定量分析を行うこと。なお、定性分析の結果、アスベストが含有されていないことが確認された場合、定量分析は不要とする。また、定性分析及び定量分析の実施にあたっては、下記ア又はイに該当する、十分な経験及び必要な能力を有する者とする。

ア 令和2年厚生労働省告示第 277 号第1条第1号に規定する分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者

イ 上記アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる以下（ア）から（エ）までに掲げる者

（ア）公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者

（イ）一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

（ウ）一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

（エ）一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」

(4) 完了報告

業務完了後、受託者は札幌市民間建築物吹付けアスベスト対策促進事業に基づく派遣申請者に対し、分析結果報告書（現地調査のみを行った場合においては現地調査報告書）を提出し、分析調査の結果等を報告すること。その後、同様の書類を委託者に提出すること。

7 業務実施に関する注意事項

(1) 試料採取中に石綿粉じんを飛散させないような措置をとること。また、試料採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置をとること。

(2) 調査者は「一新石綿技術指针对応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載された防じんマスク、防護衣等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。

(3) 採取容器については未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないよう

に留意すること。

- (4) 試料採取においては該当吹付け材施工表層から下地まで貫通して採取すること。
- (5) 試料採取後は建築基準法第 37 条により認定された石綿飛散防止剤を使用し、飛散防止処理を行うこと。
- (6) 採取した試料が層になっている場合は、各層ごとに観察を実施し、報告書にまとめること。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 実施予定件数

- (1) 現地調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 件
- (2) 現地試料採取・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 検体（1 検体×25 件）
- (3) 定性分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 検体（1 検体×25 件）
- (4) 定量分析・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25 検体（1 検体×25 件）
- (5) 分析結果報告書（又は現地調査報告書）作成・・・・・・ 25 件

※記載した件数、検体数は予定件数であり、その数量の発注を保証するものではない。

9 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるもののほか、下記の書類を作成し、委託者に提出しなければならない。

名称	内容・附属資料	部数	提出期限
業務着手届	—	1 部	着手後速やかに
業務責任者・担当者指定届	附属資料:配置する者の経歴書、所属会社に在籍していることがわかる書類の写し 調査者 2 名の特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し	1 部	着手後速やかに
分析結果報告書(現地調査のみを行った場合は現地調査報告書)	定性分析及び定量分析の報告、劣化度調査報告、試料採取時の記録写真、顕微鏡観察写真	調査物件ごとに 2 部 ※1部は建築物所有者用	調査指示日より原則 1 カ月以内(閉庁日含む)
部分完了届	附属資料:業務部分完了報告書	各月 1部	業務該当月の翌月月初(最終月を除く)
完了届	附属資料:業務完了報告書、業務部分完了報告書(最終月のもの)	1 部	全ての報告書を提出後速やかに

(1) 報告書等に関する注意事項

- ア 試料採取時の検体については、委託者が分析結果報告書を確認し、正しく完了していることが認められるまで保管すること。
- イ 分析結果報告書又は現地調査報告書について提出期限を遅滞する可能性がある場合は、事前に委託者へ報告し、遅滞理由を記載した書面を提出すること。

(2) 業務完了報告書及び業務部分完了報告書に関する注意事項

- ア 各月ごとに、実施した業務内容及び分析結果を記載すること。(部分完了の場合は該当月のみ)
- イ 業務が発生しなかった場合には、その旨を記載すること。

10 一般事項

- (1) 受託者は、本仕様書に従い誠実に業務を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を委託者の許可なくして第三者に漏らしてはならない。

11 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

12 個人情報の取扱い

- (1) 本業務で利用する個人情報について、本業務の目的以外に使用しないこと。また、個人情報の使用及び管理は、厳重かつ適切に行うこと。業務完了後も同様とする。
- (2) 本業務で利用する個人情報について、委託者の許可なく、所定の保管場所から持ち出さないこと。
- (3) 本業務の従事者については、事前に委託者へ届出を行い、届けている従事者以外の者に個人情報を取り扱う作業を実施させないこと。
- (4) 委託者より個人情報の管理状況及び取扱状況等について、検査の申し出があった場合は、これを受けなければならない。
- (5) 事故等により個人情報の漏洩等が生じた場合は、遅延なく委託者へ報告すること。

13 その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) この仕様書に明記されていない事項については、委託者との協議によること。